

別表 1 (当初申請：電子申請)

1. 法人の場合

資格審査申請に係る提出書類		【電子申請】 提出の要否
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【物品・役務・修繕】	○
2	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの）	△
3	使用印鑑届	○
4	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要なし。	△
5	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	○
6	印鑑証明書	○
7	規定により許可されていることを証する書面の写し（許認可の必要な希望種目は必須）	△
8	財務諸表（決算書）	○
9	国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し （納税地を管轄する税務署で取得すること）	○

(○印は、提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

注 1 提出書類は、第 3 (1) ウに記載する専用サイトにアップロードして提出すること。この場合、書面での提出は不要とする。

注 1 第 4 項、第 5 項、第 6 項及び第 9 項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものであること。

2. 個人の場合

資格審査申請に係る提出書類		【電子申請】 提出の要否
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書【物品・役務・修繕】	○
2	使用印鑑届	○
3	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要なし。	△
4	身分証明書	○
5	印鑑証明書	○
6	規定により許可されていることを証する書面の写し（許認可の必要な希望種目は必須）	△
7	青色又は確定申告書の写し	○
8	国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し （納税地を管轄する税務署で取得すること）	○

（○印は、提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注1 提出書類は、第3（1）ウに記載する専用サイトにアップロードして提出すること。この場合、書面での提出は不要とする。

注2 第3項、第4項、第5項及び第8項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。

注3 第3項に定める書類については、北広島町内に町税を納める必要がない場合は、町税に関する証明書を提出する必要はない。

別表 2 (当初申請：窓口申請)

1. 法人の場合

資格審査申請に係る提出書類		様式番号	【窓口申請】 提出の要否
1	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(物品・役務・修繕)	様式第1号	○
2	営業所一覧表	様式第2号	△
3	契約種目一覧表(その1～その4)	様式第3号	○
4	委任状(代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの)	様式第4号	△
5	使用印鑑届	様式第5号	○
6	北広島町税について滞納がないことを証する書面(未納額がある場合はその理由を記載したもの。) ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要ありません。	—	△
7	登記事項証明書(商業登記簿謄本)	—	○
8	印鑑証明書	—	○
9	規定により許可されていることを証する書面の写し(許認可の必要な希望種目は必須)	—	△
10	財務諸表(決算書)	—	○
11	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し(納税地を管轄する税務署で取得すること)	—	○
12	提出書類確認票	—	○

(○印は、提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

注1 第6項、第7項、第8項及び第11項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。また、必ずしも原本を提出する必要はない。

2. 個人の場合

資格審査申請に係る提出書類		様式番号	【窓口申請】 提出の要否
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品・役務・修繕）	様式第1号	○
2	契約種目一覧表（その1～その4）	様式第3号	○
3	使用印鑑届	様式第5号	○
4	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要ありません。	—	△
5	身分証明書	—	○
6	印鑑証明書	—	○
7	規定により許可されていることを証する書面の写し（許認可の必要な希望種目は必須）	—	△
8	青色又は確定申告書の写し	—	○
9	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（納税地を管轄する税務署で取得すること）	—	○
10	提出書類確認票	—	○

（○印は、提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注1 第4項、第5項、第6項及び第9項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。また、必ずしも原本を提出する必要はない。